

スポーツ庁の設置

オリンピックの度に、選手強化とそれに対する行政の支援が話題になるが、二〇一〇年を迎えるにあたり、ついに「スポーツ庁」の創設が現実味を帯びてきた。国民の関心事は、もっぱらこれで金メダルがいくつ増えるかということだが、ちょうど待ってほしい。スポーツ庁って、強化が目的の組織なのだろうか？

金メダルは増えるのか？

○一三年九月七日、アルゼンチン・ブエノスアイレスで開催された第百二十

五次IOC総会にて、二〇二〇年夏季オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定した。悲願であった二度目のオリンピック・パラリンピック開催決定に、スポーツ界のみならず日本中が大いに沸いた。

二〇二〇年に向けてさまざまな準備や改革が進められるなか、最重要とも言えるテーマのひとつが「スポーツ庁」の創設である。

そもそも、スポーツ庁とは何だろうか。この言葉が明確に世に認識されたのは、二〇一一年に成立・施行されたスポーツ基本法に記されたことによるだろう。

同法の附則には「政府は、スポーツ

に関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方にについて、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とある。つまり、スポーツ庁とはスポーツに関する施策を総合的に推進するための組織であり、オリンピック・パラリンピックを成功に導くための組織ではない。

わが国のスポーツ政策は、縦割り行政の弊害や予算措置の根拠となる基本法の欠如から、一体的・総合的に推進されてきたとは言いがたい。スポーツを国的重要な戦略と位置づけ、その地位を向上させるには象徴たる組織の存在が不可欠であった。スポーツ庁には



藤原直幸・文

text by Naoyuki Fujiwara

ふじわら なおゆき

笹川スポーツ財団スポーツ政策研究所研究員。

1982年岡山県生まれ。

2008年早稲田大学大学院スポーツ科学研究科修了。

11年より現職。

オリンピックは、選手強化に限らず、スポーツ行政のあり方全体を問い合わせ直すよい機会になる。

左・東京オリンピックの聖火リレー。
左ページ・開会式に入場する日本選手団
(2点とも★)

が期待されていた。

二〇一四年九月現在、スポーツ庁は文部科学省の外局に設置される方向で検討されている。スポーツ政策は文部科学省スポーツ・青少年局が所管しているため、文部科学省の下に設置するのが合理的だという判断であろう。また、運動公園を含む公園行政やスポーツ観光行政、スポーツビジネスやスポーツによる海外貢献など、他省庁が所管するスポーツ関連の権限の集約には多大な労力を要するため、東京オリンピックによる海外貢献など、他省庁が所管するスポーツ関連の権限の集約には多大な労力を要するため、東京オリンピックによる海外貢献など、他省庁が所管するスポーツ関連の権限の集約には多大な労力を要するため、東京オリン

月の発足をめざしている。

教育、健康、観光、地域振興……多様な価値を統合する指令塔。

ここで、諸外国のスポーツ所管省庁

を開催してみたい。二〇一二年にロン

ドンオリンピック・パラリンピックを

開催したイギリスは「文化・メディ

ア・スポーツ省」、フランスは「スポ

ーツ・青少年・社会教育・市民活動

・観光部」と、これらの国にスポーツ單

独の省庁は存在しない。アメリカに至

つては国家機関レベルでスポーツを所

管していない。歴史や民族、国家の成

り立ちなどと国の行政機関は関連する

職員は百人程度、一五年四月または十

ため概に比較はできないが、主要国首脳会議（G8）参加国において、ス

ポーツ単独の国家機関をもつ国はロシ

アのみであり、スポーツ庁の設置が世

界的な潮流というわけではない。

それでは、日本がスポーツ庁を設置

すると、スポーツ界にどのような変化

が起ころうか。前述のとおり、現状ではスポーツ庁は文部科学省の外

局に設置される公算が高く、他省庁か

らの大きな権限の移管は伴わないと想

定され、あまり変化は起こらないよう

にみえる。

ではなぜ、スポーツ庁の設置が進め

られるのか。筆者が考える目的は二つ

ある。一つは、スポーツを国的重要な戦

略と位置づけ、より一層の推進を図り

たいスポーツ界の要望を叶えるためで

ある。スポーツには教育、健康、観光、外

交、地域振興への効果といった多面的

な価値がある。ただ、これらをより有効

に作用させるため、スポーツ行政の司

令塔としての機能を有した単独の国家

機関の存在が切望されていた。ス

ポーツ庁は、スポーツ関係者のみならず広く国民の理解を得たうえでスポーツの

推進を図るための象徴的な存在である。

もう一つが選手強化費の監視機能強化である。二〇二〇年のオリンピック・パラリンピックの成功要因として

メダルの獲得が重要視される現状にお

いて、選手強化費としての税金の投入は避けられない。スポーツの競技団体が選手強化費の増額を要望するのは当然であり、今後六年間で八百億～一千億円の選手強化費が必要との報道もある。二〇二三年、スポーツ競技団体における助成金の不正受給問題が話題となつたが、こうした問題を再発させないよう、選手強化費など国費の流れを適切に把握・監視する必要がある。

そのため、スポーツを単独で扱う国家機関が必要とされたのだろう。

オリンピック・パラリンピックなどで活躍する選手の育成・強化から一般市民が気軽に見える生涯スポーツの環境整備まで、スポーツ政策が担うフィ

ールドは幅広い。現在のスポーツ界には、部活動における体罰、子どもの体力向上、競技団体の運営における透明性の向上、障害者スポーツの振興など

のさまざまな課題が存在するが、スポーツ庁の設置はこれらを一举に解決する特効薬ではない。

しかし、スポーツを国的重要な政策として位置づけ、戦略的に推進していくという姿勢を明確に示すことが、スポーツ庁の設置の大きな意義である。

二〇二〇年のためだけではなく、それ以降の未来に向けてスポーツ庁が果たす役割は大きく、それ故にその手腕が問われていると言えるだろう。●

